

駐 対 第 4 5 3 号

平成18年4月20日

埼玉県警察本部長

自動車の保管場所証明等事務処理要領の制定について（通達）

この度、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成16年法律第55号）の施行に伴い、自動車の保管場所証明等事務処理要領（平成3年埼例規第37号・駐対・会）の全部を別添のとおり改正し、平成18年4月24日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

自動車の保管場所証明等事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明等に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、法、令及び規則で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管場所確保証明書面法第4条第1項の政令で定める書面
- (2) 保管場所確保証明の通知法第4条第1項ただし書の政令で定める通知
- (3) 自動車の使用の本拠の位置原則として、自動車の所有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所、申請者が法人の場合はその主たる事務所又は従たる事務所の所在地をいう。
- (4) 使用権原疎明書面規則第1条第2項第1号に掲げる書面
- (5) 所在図規則第1条第2項第2号に掲げる所在図
- (6) 配置図規則第1条第2項第3号に掲げる配置図
- (7) 保管場所届出法第5条、第7条第1項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第3項及び附則第7条の規定による届出

第3 自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムと接続した自動車保管場所管理システムの運用

1 基本構成

自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムと接続した自動車保管場所管理システム（以下「保管場所管理システム」という。）は、次に掲げる機能をもって構成する。

- (1) 保管場所確保証明等管理機能

- ア 保管場所確保証明書面の交付の申請に関するデータの登録及び管理
- イ 保管場所確保証明の通知の申請の受付及び保管場所確保証明の通知の実施
- ウ 保管場所届出に基づくデータの登録等
- エ 保管場所確保証明書面の交付、保管場所確保証明の通知、保管場所届出に基づく保管場所標章の作成等

(2) 駐車場管理機能

おおむね10台以上の自動車を収容できる駐車場の使用状況等を管理する機能

(3) 手数料徴収管理機能

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成12年埼玉県条例第54号）に規定する保管場所確保証明書面交付申請等手数料及び保管場所標章の交付又は再交付の手数料（以下「保管場所証明交付申請等の手数料」という。）の徴収を管理する機能

2 基本台帳

交通部交通規制課に保管場所管理システムに関する次の台帳（以下「ファイル」という。）を置くものとする

種 類	内 容
保管場所確保証明管理ファイル	保管場所確保証明書面の交付に係る登録、保管場所確保証明の通知に関する申請受付及び保管場所届出の登録により作成されるファイル
駐車場管理ファイル	警察署において行う駐車場に係る登録により作成されるファイル
手数料徴収管理ファイル	保管場所証明交付申請等の手数料に係る埼玉県証紙条例（昭和39年埼玉県条例第63号）第2条ただし書の納付情報により作成されるファイル

3 運用体制

(1) 運用責任者

ア 警察本部に保管場所管理システムの運用責任者を置き、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）をもって充てる。

イ 運用責任者は、保管場所管理システムの適正かつ円滑な運用を図るとともに、情報セキュリティに係る事務を処理するものとする。

(2) 運用管理者

ア 警察署に運用管理者を置き、署長をもって充てる。

イ 運用管理者は、所属における保管場所管理システムの適正な運用を管理する。

(3) 取扱責任者

運用責任者は課長補佐を、運用管理者は交通課長又は交通指導を担当する課長代理を保管場所管理システムの取扱責任者に指定すること。

4 保管場所管理システムのアクセス権

保管場所管理システムのアクセス権を有する者は、運用責任者が総務部情報管理課長を経る申請に基づき、総括責任者（警察情報管理システム等運用管理規程（平成23年埼玉県警察本部訓令第32号）第4条に規定するシステム総括責任者をいう。）が指定するものとする。

第4 保管場所確保証明書面の交付に関する事務

1 交付の申請の受付

署長は、自動車の保有者から保管場所確保証明書面の交付の申請があったときは、次の手続により受け付けるものとする。

- (1) 規則別記様式第1号による自動車保管場所証明申請書（以下「申請書」という。）の記載事項に不備がないこと、使用権限疎明書面、所在図及び配置図の必要書類（以下「添付書類」という。）が添付されていることなどの形式的要件について確認すること。
- (2) 形式的要件の確認に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

ア 申請書

申請に係る自動車の車台番号が確定していないために、車台番号欄が空欄のまま行われた申請は、有効なものとして受け付けるものとする。この場合において、規則別記様式第1号による自動車保管場所証明書の交付は、当該申請書に車台番号が記入されるまでは行わないものとする。

イ 使用権原疎明書面

- (ア) 自己の所有する土地又は建物を保管場所として使用する場合は、様式第1号による保管場所使用権原疎明書（自認書）とする。
- (イ) 他人の所有する土地又は建物を保管場所として使用する場合は、次に掲げる書面のいずれかとする。

- a 様式第 1 号による保管場所使用承諾証明書
 - b 駐車場賃借契約書の写し
 - c 駐車場の料金の領収書
 - d 自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを、当該申請に関連のある独立行政法人都市再生機構等の公法人が確認して発行する確認証明書（様式は問わない。）
 - e a から d までのほか、自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面
- (ウ) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、共有者全員の連名による保管場所使用承諾証明書（様式第 1 号によるもの）とする。
- (エ) 使用権原疎明書面に記載されている保管場所の使用期間は、原則として申請が行われた日を起算日として 1 か月以上でなければならない。

ウ 所在図

- (ア) 規則第 1 条第 2 項第 2 号に掲げる内容を表示したものであること。
- (イ) 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置との間の距離を明記したものであること。
- (ウ) 前記(ア)及び(イ)の内容については、市販の地図の写し等を利用して表示してよいものとする。

エ 配置図

規則第 1 条第 2 項第 3 号に掲げる内容を表示したものであること。

オ その他

- (ア) 同一の保管場所について、2 台以上の自動車を保管することを内容とする申請が同時になされたときは、申請件数にかかわらず添付書類は 1 部とする。
- (イ) 受理時に申請書の内容に訂正がある場合については、申請書に記名・押印がされているときは当該訂正箇所申請者の印を押印させ、記名・押印に代えて署名がされているときは申請者に訂正署名させることにより訂正するものとし、申請受理後の訂正は、原則として認めないこと。

また、当該訂正のあった申請書に係る自動車保管場所証明書を交付する際は、当該訂正箇所に警察署長印を押印すること。

(ウ) 申請者の住所と使用の本拠の位置とが異なる場合は、当該位置に営業の実態があることなど、使用の本拠の位置となることについて疎明する書面の提出を求めること。

(3) 形式的要件に不備があるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めること。

(4) 形式的要件に不備がないと認めるときは、自動車保管場所証明申請・届出受理処理簿（様式第2号。以下「受理処理簿」という。）により受理番号を取得すること。

また、規則別記様式第3号による保管場所標章交付申請書の中央左空白部に申請年月日及び受理番号とともに当該申請に係る自動車保管場所証明書の交付予定日を記載して、同交付予定日に同申請書を提出するよう教示すること。

(5) 申請書を受理したときは、当該申請の内容を保管場所管理システムに登録すること。

2 保管場所の調査及び報告

(1) 保管場所の現地調査者

署長は、保管場所確保証明書面の交付の申請に係る保管場所（以下「申請に係る保管場所」という。）が令第1条各号に掲げる要件に適合するか否かの現地調査を、委託契約に基づき現地調査を委託した者に行わせることができる。

(2) 保管場所の現地調査における留意事項

申請に係る保管場所の現地調査に当たっては、次に掲げる事項に留意して調査させること。

ア 保管場所は、道路上の場所以外の場所にあり、かつ、使用の本拠の位置から直線距離で2キロメートルを超えない場所にあること。

イ 保管場所が商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等他の目的に使用され、保管場所として使用することができなくなる可能性があるものでないこと。

ウ 保管場所に出入りするための道路について、当該申請に係る自動車が通行するに足りる程度の幅員を有していること。この場合において、車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条及び第6条の規定についても配慮すること。

エ 保管場所に通じる道路について、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定に基づく自動車の通行禁止の交通規制が行われていないこと。ただし、埼玉県公安委員会が規制の対象から除外し、又は署長がやむを得ない理由があると認めて

許可することにより、当該申請に係る自動車の通行が認められている場合は除く。

オ 他の法令により、自動車の保管場所として不相当であるとされる場所でないこと。

(3) 報告又は資料の提出

申請に係る保管場所について疑義があるときは、必要により、自動車の所有者等に対して法第12条の規定による報告又は資料の提出を求めるものとする。

(4) 保管場所の二重申請等の防止

申請に係る保管場所が二重申請等収容能力を超えるものではないことを、保管場所管理システムにより、確認すること。

(5) 保管場所の調査実施期間

申請に係る保管場所の調査実施期間は、原則として、申請を受理した日の翌日を起算日として2日以内（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

(6) 調査結果の報告

署長は、申請に係る保管場所の現地調査の結果を、自動車保管場所調査報告書（様式第3号）により速やかに報告させること。

3 自動車保管場所証明書 の 交付

署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第1条各号に掲げる要件に適合するものであることを認めたときは、申請を受理した日からおおむね7日（休日を含む。）以内に当該申請に係る自動車保管場所証明書を申請者に交付しなければならない。この場合において、受理処理簿に所定事項を記入すること。

4 自動車保管場所証明書 の 交付に係る不可処分

署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第1条各号に掲げる要件に適合していると認められないときは、次により措置するものとする。

(1) 当該申請書の右上空白部に「不可」と朱書し、自動車保管場所証明書 の 交付の申請に関する通知書（様式第4号）とともに申請者に交付すること。この場合において、自動車保管場所証明書 の 交付の申請に関する通知書の番号は、受理処理簿の受理番号とし、受理処理簿の備考欄に公布日及び書面に交付した旨を記入すること。

(2) 前記(1)の交付ができず電話で通知した場合は、通知した日及びその旨を受理処理簿の備考欄に記入すること。この場合において、申請者から書面で審査請求及び行政事件

訴訟法（昭和37年法律第139号）による取消訴訟について求められたときは、自動車保管場所証明書の交付の申請に関する通知書によること。

第5 保管場所届出に関する事務

署長は、自動車の保有者から保管場所届出があったときは、次の手続により受け付けるものとする。

- (1) 自動車保管場所届出書（規則別記様式第2号）の記載事項に不備がないこと、必要な添付書類が添付されていることなどの形式的要件について確認すること。
- (2) 添付書類の形式的要件の確認に当たっては、自動車保管場所証明申請書を受けた場合に準じて行うこと。
- (3) 形式的要件に不備があるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて補正を求めること。
- (4) 自動車保管場所届出書と同時に保管場所標章交付申請書の提出を求めること。
- (5) 第7条第1項（第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定による変更届出の場合は、自動車保管場所届出書の自動車の保管場所の位置欄に変更後の保管場所の位置を記入させることとし、同欄括弧内に変更前の保管場所の位置を記入させること。この場合において、変更前の保管場所の位置が不明の場合は、既に表示されている保管場所標章に記載された行政区画及び署長名を記入させること。
- (6) 形式的要件に不備がないと認めるときは、当該届出の内容を保管場所管理システムにより登録すること。

第6 保管場所標章の交付に関する事務

署長は、自動車保管場所証明書を交付するとき、又は自動車保管場所届出書を受理したときは、次により保管場所標章を交付するものとする。

1 自動車保管場所証明書の交付に係る場合

- (1) 提出された保管場所標章交付申請書の形式的要件について確認し、不備があるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて補正を求めること。ただし、申請者が第4の1(4)の規定により自動車保管場所証明書の交付予定日を記載して教示した保管場所標章交付申請書を提出したときは、形式的要件についての確認を省略することができる。
- (2) 申請の形式的要件に不備がないと認めたとき（前記(1)ただし書により省略したときを含む。）は、保管場所管理システムにより、保管場所標章交付申請書に基づく保管場

所標章及び保管場所標章番号（以下「保管場所標章等」という。）を作成して申請者に交付すること。

2 保管場所届出に係る場合

- (1) 保管場所標章交付申請書の記載事項に不備がないことなど形式的要件について確認し、不備があるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて補正を求めること。
- (2) 申請の形式的要件に不備がないと認めたときは、保管場所管理システムにより保管場所標章等を作成し、申請者に交付すること。

3 交付時の措置

- (1) 保管場所標章の貼付方法、滅失時の措置等必要事項について教示すること。
- (2) 受理処理簿に交付状況を明らかにしておくこと。

4 保管場所標章等の再交付

- (1) 保管場所標章再交付申請書（様式第5号）の記載事項に不備がないことなど形式的要件について確認し、不備があるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて補正を求めること。
- (2) 自動車検査証等の提示を求め、申請の権限を有する者であることを確認すること。
- (3) 保管場所標章の再交付回数が多いなど、申請に不正の疑いがあるときは、理由等について調査すること。
- (4) 前記3の規定は保管場所標章の再交付について準用する。

5 保管場所標章の台紙の保管取扱い

無記入の保管場所標章（以下「標章台紙」という。）は、次により保管し、取り扱うものとする。

- (1) 交通規制課長は、標章台紙を署長に送付したときは、その状況を保管場所標章台紙送付簿（様式第6号）に明らかにしておくこと。
- (2) 署長は、交通規制課長から標章台紙を受領したとき及び標章台紙を使用したときは、標章台紙出納簿（様式第7号）に所定の事項を記載し、その使用状況等について、毎月1回以上確認を行うものとする。
- (3) 標章台紙は、施錠設備のある場所に保管し、管理すること。

第7 保管場所確保証明の通知に関する事務

保管場所確保証明の通知に関する事務は、次の手続によるものとする。

1 申請の受付等

- (1) 交通規制課長は、保管場所確保証明の通知の申請があったときは、埼玉県証紙条例第2条ただし書に規定する納付の方法による手数料の納付があったことを確認した上、当該申請の場所の位置を管轄する署長に保管場所管理システムにより通知すること。
- (2) 署長は、前記1の通知があったときは、前記第4の規定に準じて申請の形式的要件を確認し、不備がないと認めるときは、遅滞なく申請に係る保管場所の現地調査を行うこと。

なお、申請の形式的要件に不備があると認めるときは、保管場所管理システムにより申請者に補正を求めること。

この場合において、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条に規定する補正を求める相当の期間は、保管場所管理システムの設定上5日（休日を除く。）となっているので、留意すること。

- (3) 署長は、申請時、車台番号が確定していない場合は、保管場所管理システムにより道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第6章の2に規定する登録情報処理機関に照会すること。この場合において、登録情報処理機関に対する照会期間は、保管場所管理システムの設定上30日（休日を含む。）とされているので、申請に係る補正がある場合は補正を確認後に照会すること。

なお、申請に係る補正指導と車台番号照会とは、同時にできないので留意すること。

2 通知の実施等

- (1) 署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第1条各号に掲げる要件に該当すると認めた場合は、申請が到達した日からおおむね7日（休日を含む。）以内に、令第2条第2項の規定により保管場所管理システムを使用して、関東運輸局埼玉運輸支局に保管場所確保証明の通知を行うこと。
- (2) 前記(1)の保管場所確保証明の通知を行ったときは、規則第5条第1項の規定により申請者からなされた保管場所標章の交付の申請に基づき、保管場所管理システムにより、当該自動車に係る保管場所標章及び保管場所標章番号通知書（規則別記様式第4号）を作成し、申請者に交付すること。
- (3) 署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第1条各号に掲げる要件に適合していると認められない場合は、申請者に対して、保管場所管理システムを使用し保

管場所確保証明の通知を行わない旨及び要件に適合していない理由を通知するとともに、審査請求及び行政事件訴訟法による取消訴訟の方法を教示すること。

第8 自動車駐車場管理台帳の作成等

署長は、管内の駐車場について、保管場所管理システムによる一元的な管理を行い、保管場所の二重申請等の防止に努めるものとする。

1 駐車場の調査及び保管場所管理システムへの登録

- (1) 調査する駐車場は、おおむね10台以上自動車が収容可能な駐車場その他特に調査する必要があると認められる駐車場とする。
- (2) 駐車場の調査は、駐車場管理台帳入力票（様式第8号）に基づき、その結果を保管場所管理システムに登録するものとする。

なお、調査に際しては、必要により自動車の所有者、駐車場の管理者等の協力を得ること。

2 自動車駐車場管理台帳の作成等

- (1) 前記1(2)で登録された駐車場については、必要に応じて保管場所管理システムにより自動車駐車場管理台帳（様式第9）として出力するものとする。
- (2) 前記(1)により出力した自動車駐車場管理台帳に基づき、駐車場管理番号簿を作成して保管場所証明窓口に備え付けるものとする。

第9 手数料

保管場所証明交付申請等の手数料の徴収に関する手続は、次により行うものとする。

- (1) 署長は、埼玉県証紙条例第2条本文の規定により証紙による収入の方法により徴収するときは、それぞれの申請書の中央左空白部に証紙を貼付させ、消印すること。
- (2) 総務部財務局会計課長は、埼玉県証紙条例第2条ただし書の規定により納付情報による納付の方法により徴収したときは、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第31条の規定により収入済通知書に決裁すること。

第10 取扱状況等の報告

1 定期報告

署長は、毎月の取扱状況を自動車保管場所証明等取扱状況報告書（様式第10号）により翌月5日までに交通規制課長に報告すること。

2 随時報告

署長は、保管場所に関係する各種犯罪その他特異な事案が発生したときは、その都度、文書により交通規制課長に報告すること。

第11 その他

交通規制課長は、この要領に定める手続が適正に行われるように各署長を指導すること。

実施日

1 この通達は、平成18年4月24日から実施する。

2 この通達による改正前の自動車の保管場所証明等事務処理要領（平成3年埼例規第37号・駐対・会）別記様式第1から別記様式第12までの様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

実施日（平成19年11月30日情管第3712号）

この通達は、平成19年12月1日から実施する。

実施日（平成20年3月31日務第922号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

実施日（平成21年10月27日交規第1676号）

この通達は、平成21年11月1日から実施する。

実施日（平成23年11月15日情管第2549号）

この通達は、平成23年12月1日から実施する。

実施日（平成27年1月13日交規第37号）

この通達は、平成27年2月2日から実施する。

実施日（平成28年3月29日務第840号）

この通達は、平成28年4月1日から実施する。

実施日（平成30年12月5日文第421号）

この通達は、平成30年12月5日から実施する。

様式第1号 (第4関係)

保管場所使用権原疎明書(自認書)

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

* 該当する標題の□内に✓を付けてください。

自動車の保管場所の位置		駐車場管理番号			
		□	-	□	□
保管場所の使用者		〒 住所 氏名 電話 () 番			
使用承諾の場合	使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで			
	保管場所の貸借契約者	〒 住所 氏名 電話 () 番			
	使用者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本店支店 <input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()			
<input type="checkbox"/> 上記の自動車の保管場所である <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 管理 していることに間違いありません。 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> は、私が <input type="checkbox"/> 管理					
<input type="checkbox"/> 上記のとおり自動車の保管場所として <input type="checkbox"/> 使用します。 <input type="checkbox"/> の使用を承諾します。					
年 月 日 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 〒 住所 氏名 電話 () 番 印					

- 備考1 駐車場管理番号欄には、警察署窓口に備付の駐車場管理番号簿のコード番号を記入してください。
- 2 該当する□内に✓を付けてください。土地、建物について両方に当てはまる場合は、両方の□内に✓を付けてください。
- 3 所有者、管理者（所有者から管理する権利又は権原を委譲されている者）については、当てはまる方に✓を付けてください。
- 4 土地又は建物が共有の場合は、余白部分に共有者全員の住所及び氏名（押印が必要）を記入してください。
- 5 自認書の場合は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名をすることができます。

年 月 日

警察署長 殿

調査者
氏名

印

自動車保管場所調査報告書

みだしの調査を 年 月 日に実施した結果は、次のとおりであるから報告する。
記

申請者の住所・氏名	保管場所証明申請第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号のとおり
自動車の保管場所	
自動車の車名・型式	

1 調査結果

(1) 保管場所確保の有無 1 有 2 無

(2) 調査内容

① 駐 車 場 名	1 有 (名称 <input type="text"/>) 2 無 3 自宅		
② 総 面 積	m ² (縦約 <input type="text"/> m × 横約 <input type="text"/> m)		
③ 収 容 台 数	台 <input type="text"/>		
④ 当該申請の自動車1台分の大きさ	幅 <input type="text"/> m、奥行き <input type="text"/> m、高さ <input type="text"/> m		
⑤ 駐車場形態	項目	⑥ 駐車場構造	項目
・個人	1 年契約	・青空	1 平面
・賃貸	2 月契約	・屋根付	2 立体
・集合	3 その他	・建物内	3 地下
・企業用		・その他	4 屋上
・官公庁			5 その他
・中古車			
・その他			
⑦ 収 容 能 力	1 有 2 無 (理由 <input type="text"/>) 3 二重駐車		
⑧ 使 用 権 原	1 自己 2 他人 3 共有 4 権原なし (理由 <input type="text"/>)		
⑨ 出 入 り の 支 障	1 有 (理由 <input type="text"/>) 2 無		
⑩ 関 係 法 令 の 抵 触	1 有 (<input type="text"/>) 現況 <input type="checkbox"/> 危険物製造所 <input type="checkbox"/> 危険物取扱所 <input type="checkbox"/> ガソリンスタンド <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> 道路区分 (<input type="text"/> 道) <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>) 2 無		
⑪ 使用の本拠	位 置	1 自宅 2 アパート・マンション 3 店舗 (営業所) 4 事務所 5 その他 (<input type="text"/>)	
	営業実態	1 有 2 無 3 その他 (<input type="text"/>)	
⑫ 立会人の有無	1 有 (立会人氏名 <input type="text"/>) <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 使用承諾者 <input type="checkbox"/> 駐車場管理者 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> その他 2 無 (理由 <input type="text"/>)		
⑬ 駐車場管理番号	1 有 (管理番号 <input type="text"/>) 2 無		

(3) 保管場所としての適否

- ア 保管場所として支障がないものと認められる。
イ 保管場所として不相当と認められる。

2 不相当な場合の理由

平面図 (寸法等記載) に説明を加えて、具体的に不相当な理由を裏面に記載すること。

裏面記載 有・無

(裏面)

平面図
(寸法等)

理 由

自動車保管場所証明書の交付の申請に関する通知書

（住 所）

（氏 名） 殿

年 月 日付け（受理番号 号）で交付申請のありました自動車保管
場所証明書については、下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

年 月 日

警 察 署 長 印

照 会 先

〒

電話番号

(裏面)

教示文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号 (第6関係)

自動車の 区 分	登録・軽	登録(車両)番号		受 理 番 号	
保 管 場 所 標 章 再 交 付 申 請 書					
車 名	型 式	車 台 番 号 (左 詰 め で 記 入)			自 動 車 の 大 き さ
		(アルファベットには下欄にチェックしてください)			長 さ
					幅
					高 さ
自動車の使用の本拠の位置					
自動車の保管場所の位置					
再 交 付 申 請 の 理 由		1 滅失 2 損傷 3 識別困難 4 部分除去 5 不完全 6 その他			
<p>私は上記の自動車の保有者であるので、保管場所標章の再交付を申請します。</p> <p style="text-align:center;">警 察 署 長 殿</p> <p style="text-align:right;">年 月 日</p> <p style="text-align:right;">〒</p> <p style="text-align:right;">住 所.....</p> <p style="text-align:right;">申請者 (フリガナ)</p> <p style="text-align:right;">氏 名..... 印</p> <p style="text-align:right;">電話 () 番</p>					
第 号 保 管 場 所 標 章 番 号 通 知 書					
上記自動車に係る保管場所標章番号を通知します。					
保管場所標章番号					
年 月 日					
警 察 署 長					

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。
- 2 申請日の記入及び県証紙のちょう付は、保管場所標章が交付される日に行ってください。
- 3 警察署長が交付した保管場所標章は、この標章番号通知書により特定された自動車に表示しなければなりません。

様式第7号（第6関係）

標章台紙出納簿

幹部 確認印	使 用 日	番 号	書 き 損
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番
	月 日	番 ~ 番	番

備考 1 標章台紙を受領した場合は、1行を使用して受領日及び標章の製造番号を朱書し、受入れ状況を明らかにしておくこと。

2 書き損じた標章台紙は、裁断等の方法により速やかに処分すること。

様式第8号（第8関係）

駐 車 場 管 理 台 帳 入 力 票

区 分	1 新規	2 修正	3 削除	警 察 署		
管理番号				作成年月日	年 月 日	
名 称						
所 在 地		市 町 村				
所有者	氏 名					
	住 所		県 都		市 町 村	
	電 話	()				
管理者	氏 名					
	住 所		県 都		市 町 村	
	電 話	()				
保 管 場 所	面 積	m ²	駐車可能台数	台	現在駐車台数	台
	駐車場の形態		①個人②賃貸③マンション等附置④企業専用			
	区画		①有 ②無	⑤官公庁⑥中古センター等 ⑨その他		
	保管位置の指定		①有 ②無			
	敷 地 面		①平場 ②立体 ③地下 ④屋上 ⑨その他			
	使 用 料		①有料 ②無料 ③一部有料 ④不明			
	契約方法		①年契約 ②月極契約 ③随時契約 ⑨その他			
	届出等		①有 ②無			
	保管状態		①野天 ②屋根付き ③建造物内 ⑨その他			
調査者印		登録者印		登録年月日	年 月 日	

備考

自動車保管場所証明等取扱状況報告書

年 月分

警察署

区分 車種	保管場所証明申請 (法第4条関係)		軽自動車の 保管場所届出		保管場所 変更届出		保管場所標章				不可件数	「保管場所 調査員」 委託件数	「電算操作員」 委託件数
	手数料 免除 (内数)	法第5条 等関係	標章手数料 免除 (内数)	法第7条 等関係	標章手数料 免除 (内数)	交 付		再交付 (法第6条3項)					
						手数料 免除 (内数)	手数料 免除 (内数)	手数料免除 (内数)	手数料免除 (内数)				
登録自動車	件	件	-----	-----	件	件	件	件	件	件	件	件	件
軽自動車	-----	-----	件	件	件	件	件	件	件	件	-----	-----	件
計	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	-----	件

(注) 1 月の初日から末日までの件数を計上すること。
 2 手数料免除は内数とし、該当がない場合は「0」を記入すること。